

平成25年3月26日
岡事指第1212号

指定障害児入所施設設置者各位

岡山市保健福祉局長

岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の12第1項及び第2項の規定に基づく岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第80号。以下「条例」という。）及び法第45条第1項の規定に基づく岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第96号。以下「最低基準条例」という。）については、平成24年12月19日に公布され、平成25年4月1日から施行されます。条例の内容としては、従来、厚生労働省令で定めている基準を基本としていますが、本市が独自に定めた基準が含まれていますので、その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「条例」及び「最低基準条例」の運用に当たっては、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第16号。以下「基準省令」という。）の運用のために発出された「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日付け障発0330第13号。以下「基準省令解釈通知」という。）並びにその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用するので、これらを踏まえて障害児入所施設設置者は、適正な事業運営をすること。

2 本市独自基準についての運用

「条例」及び「最低基準条例」において本市独自に規定した基準等については、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、障害児入所施設設置者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

3 条例制定に伴う取扱いについて

(1) 運営規程変更の届出

運営規程に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならないが、条例制定に伴う運営規程の変更に限り、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに届け出ることで足りるものとする。

(2) 施設又は事業所の役員等（管理者を含む。）である者については、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨の誓約書及び役員等名簿を変更届に添付して市長に提出するものとする。

(別紙)

岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例に係る独自基準等の運用について

第1 総論

1 申請者の要件

障害児入所施設の指定の申請者は法人でなければならない。

<対象施設>

- (1) 福祉型障害児入所施設 (条例第3条)
- (2) 医療型障害児入所施設 (条例第3条)

2 暴力団員の排除

障害児入所支援事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、障害児入所施設の設置者の役員及び当該指定に係る施設の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、障害児入所施設の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書及び役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。

ただし、平成25年4月1日において現に指定を受けている全ての障害児入所施設設置者は、同日における当該指定に係る法人の役員等について、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨の誓約書及び役員等名簿を変更届に添付して市長に提出するものとする。

<対象施設>

- (1) 福祉型障害児入所施設 (条例第3条) (最低基準条例第6条)
- (2) 医療型障害児入所施設 (条例第3条) (最低基準条例第6条)

第2 人員に関する基準

1 管理者の資格要件

障害児入所施設の管理者については、その者の実績等から、当該施設を適切に管理運営する能力を有すると認められ、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者であって、次のいずれかに該当するものを充てなければならない。

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者
- (2) 社会福祉事業に2年以上従事した者
- (3) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者
- (4) 次のいずれかの事業又は施設に常勤職員として2年以上従事した者

- ア 病院又は診療所
- イ 介護保険事業所又は施設
- ウ 特別支援学校又は特別支援学級
- エ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所又は保健所
- オ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- カ その他市長が特に認める事業又は施設

<対象施設>

- 福祉型障害児入所施設 (条例第33条)

2 栄養士

条例第4条第1項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図

ることにより当該指定福祉型障害児入所施設の効果的な運営が期待することができるとともに、児童の栄養管理に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であることをいう。

<対象施設>

福祉型障害児入所施設（条例第4条）（最低基準条例第59条）

第3 運営に関する基準

1 サービスの評価

提供された障害児入所支援については、目標達成の度合い及びその効果や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて入所支援計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、利用者や第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

なお、外部評価機関については、現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限るものではない。

外部評価結果の公表については、入所者及び入所者の家族へ提供するほか、施設内の外部にも確認しやすい場所に掲示する方法や、インターネットを活用する方法が考えられる。

<対象施設>

(1) 福祉型障害児入所施設（条例第20条）（最低基準条例第6条）

(2) 医療型障害児入所施設（条例第57条）（最低基準条例第6条）

2 運営規程の整備

(1) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、その手続について定めておくこと。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

「虐待の防止のための措置」については、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日付け障発第1020001号）により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、技術的助言がなされているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害児入所施設においても、障害児に対する虐待を、早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

(3) 苦情解決体制の整備

苦情解決体制の整備等施設の運営に関する事項について定めておくこと。

<対象施設>

(1) 福祉型障害児入所施設（条例第34条）

(2) 医療型障害児入所施設（条例第57条）

3 研修機会の確保

障害児入所施設の従業者の質の向上を図るために作成する「研修計画」は、当該施

設における従業員の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。なお、当該研修には、障害児の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また、作成した研修計画に従い、当該施設内で研修を実施するとともに、研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業員の計画的な人材育成に努めなければならない。

<対象施設>

- (1) 福祉型障害児入所施設（条例第35条）（最低基準条例第9条）
- (2) 医療型障害児入所施設（条例第57条）（最低基準条例第9条）

4 非常災害対策の充実

基準省令解釈通知に次の内容を加える取扱いとする。

障害児入所施設設置者は、当該施設の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該施設における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示するものである。

障害児入所施設設置者は、非常災害時には、当該施設の利用者に限らず、地域の障害者、高齢者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等、当該施設において可能な限り、援護が必要となった者への支援協力に努めるものである。

<対象施設>

- (1) 福祉型障害児入所施設（条例第37条）（最低基準条例第7条）
- (2) 医療型障害児入所施設（条例第57条）（最低基準条例第7条）

5 勤務体制の確保

基準省令解釈通知に次の内容を加える取扱いとする。

併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

<対象施設>

- (1) 福祉型障害児入所施設（条例第35条）
- (2) 医療型障害児入所施設（条例第57条）

6 記録の整備

障害児に対する障害児入所支援の提供に関する各種記録を整備し、その完結の日から少なくとも5年間保存しなければならないとしたものである。ここでいう「完結の日」とは、障害児の保護者との契約の終了日又はサービス提供した日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日とする。障害児の保護者との契約が継続している間において、当該障害児に関する全ての記録の保存を求めるものではない。例えば、障害児入所支援に関する費用等の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する障害児入所支援に関する費用等を請求し、受領した日が「完結の日」となり、その翌日から5年間保存することとなる。

<対象施設>

- (1) 福祉型障害児入所施設（条例第51条）
- (2) 医療型障害児入所施設（条例第57条）